

令和8年2月1日執行予定  
志布志市長選挙・志布志市議会議員選挙

政治活動用の事務所を表示する立札・  
看板等に関する事項

志布志市選挙管理委員会

## 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等について

### 1 総量の規制

公職の候補者等、又は後援団体が政治活動のために使用する事務所において掲示することができる立札・看板（例えば「○△後援会事務所」）の類の数は、次のとおりその総数が規制されており、選挙管理委員会が発行する証票（有効期限4年）を貼付しなければなりません。

選挙の種類	公職の候補者等 (本人用)	同一の候補者等に係る 全ての後援団体を通じ て
市長	6枚	6枚
市議会議員	6枚	6枚

※ 後援団体とは、公職選挙法第199条の5第1項に規定する「後援団体」をいい、政党その他の支部で、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持するものとされています。

### 2 個別の規制

設置できる立札・看板等の枚数は、1事務所について2枚までです。本人用、後援団体用の事務所が同一の場合は、それぞれ2枚の合計4枚まで設置できます。

### 3 規格の規制

立札・看板等の大きさは、150cm×40cm以内（縦長、横長いずれでも可）となっています。

また、足等を付けて立てる場合は、足の部分も規格に含みます。

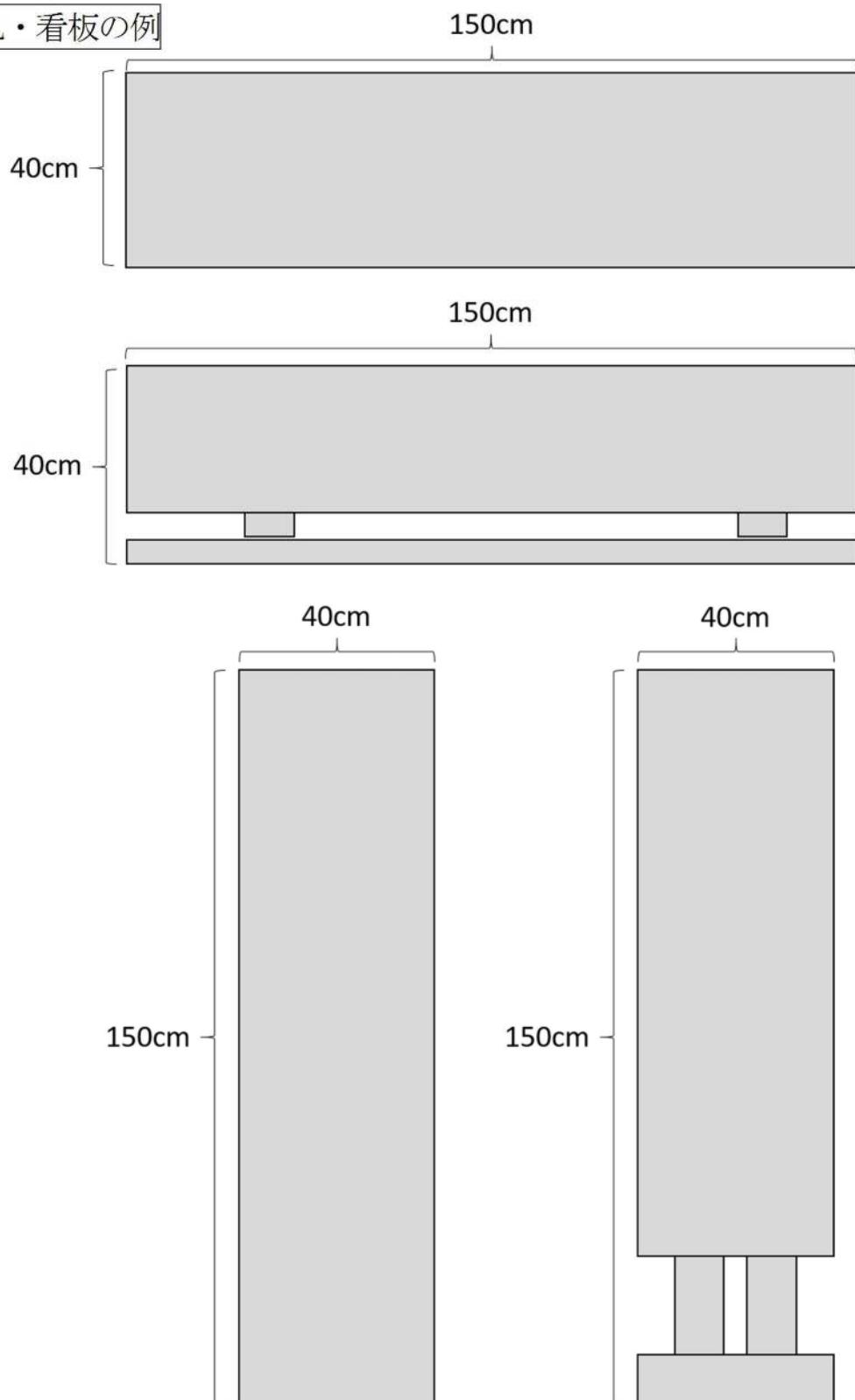
### 4 その他の規制

- (1) 政治活動用の自動車に、後援団体名・公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項を記載した看板やポスター等を掲示したり、また自動車に同様の内容を直接記載したりすることも違反となります。
- (2) 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等は、公職選挙法第143条第16項第1号の規定により、事務所ごとに「その場所」に設置することになっています。したがって、次のような場所に設置しているものは違反となります。
  - ・事務所の実体のない空地に設置しているもの
  - ・事務所から相当離れた場所に設置しているもの
- (3) 立札・看板等の両面を使用する場合は、数も2となり、証票も2枚が必要となります。

(4) 政治活動用の事務所を表示する立札・看板等は、自由に異動することはできません。事務所の所在地に異動があった場合には、「証票交付申請書記載事項変更届」を選挙管理委員会に提出してください。

※ 有効期限を経過した証票を貼付した立札・看板等を引き続き掲示することはできません。

5 立札・看板の例



令和〇〇年〇〇月〇〇日

志布志市選挙管理委員会委員長様

候補者等 氏名 志布志太郎

住所 志布志町志布志二丁目1番1号

(電話 099-472-1111)

職業 農業

該当選挙名 〇〇選挙

## 証票交付申請書

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

1 証票交付申請枚数 6 枚

記 6枚まで

2 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地及び事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	立札及び看板の類の記載内容	備考
志布志市〇〇町〇〇1111番地1 (電話 090-〇〇〇〇-××××)	2 枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町△△2222番地1 (電話 090-△△△△-××××)	2 枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町□□3333番地1 (電話 099-〇〇〇-××××)	1 枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町××4444番地1 (電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	1 枚	別紙のとおり	
	枚		
	枚		

備考 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

志布志市選挙管理委員会委員長様

後援団体の名称 志布志太郎後援会

代表者の氏名 志布志太郎

主たる事務所の所在地 志布志町志布志二丁目1番1号

(電話 099-472-1111)

## 証票交付申請書

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

## 1 推薦又は支持する候補者等

- (1) 氏名 志布志太郎
- (2) 住所 志布志町志布志二丁目1番1号
- (3) 職業 農業
- (4) 該当選挙名 ○○選挙

## 2 政治団体としての届出先 鹿児島県選挙管理委員会

## 3 証票交付申請枚数 6枚

6枚まで

## 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地及び事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数	立札及び看板の類の記載内容	備考
志布志市〇〇町〇〇1111番地1 (電話 090-〇〇〇〇-××××)	2枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町△△2222番地1 (電話 090-△△△△-××××)	2枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町□□3333番地1 (電話 099-〇〇〇-××××)	1枚	別紙のとおり	
志布志市〇〇町××4444番地1 (電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	1枚	別紙のとおり	
	枚		
	枚		

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は、0枚です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

候補者等 氏名 志布志太郎

住所 ○〇町志布志二丁目1番1号

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

看  
記  
載  
板  
例

